

広島県告示第六百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十四年八月十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年八月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

廿日市佐伯線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
廿日市市峠字仏之前五二六番一地从先から 廿日市市峠字仏之前五二七番一地从先まで	一九・二〇 二〇・二〇 〇	一〇・〇〇 一五・〇〇 〇	四六・八〇	四六・八〇	拡幅